

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年7月19日付松監第12号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 環境部 清掃課	所管課等長氏名 井 上 裕 文
措置の状況	■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 塵芥収集費雑入 ・自動販売機電気料金の年度区分誤りについて 清涼飲料水自動販売機の電気料金について、令和5年1月から3月分として4月に請求したものを令和4年度の収入としており、地方自治法施行令第142条により規定されている歳入の所属年度区分と異なる状況が見受けられた。 法令等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について (1) 塵芥収集費雑入 ・自動販売機電気料金の年度区分誤りについて 清掃事務所電気料金について、歳出の所属年度区分では、令和5年3月分までが令和4年度光熱水費であることから、清涼飲料水自動販売機電気料金の歳入所属年度も同様であると解釈していたため、地方自治法施行令に規定されている歳入所属年度区分と異なる状況となっていた。 定期監査の指摘を受け、事務手順書へ追記を行うとともに、令和6年1月～3月分の自動販売機電気料金収入調定について年度間更正を行い、速やかに改善した。 今後も、関係法令等に基づいた適正な事務処理を行っていく。